

第6章 京都市認知症施策推進計画・成年後見制度利用促進計画

1 認知症施策推進計画

(1) 計画策定にあたって

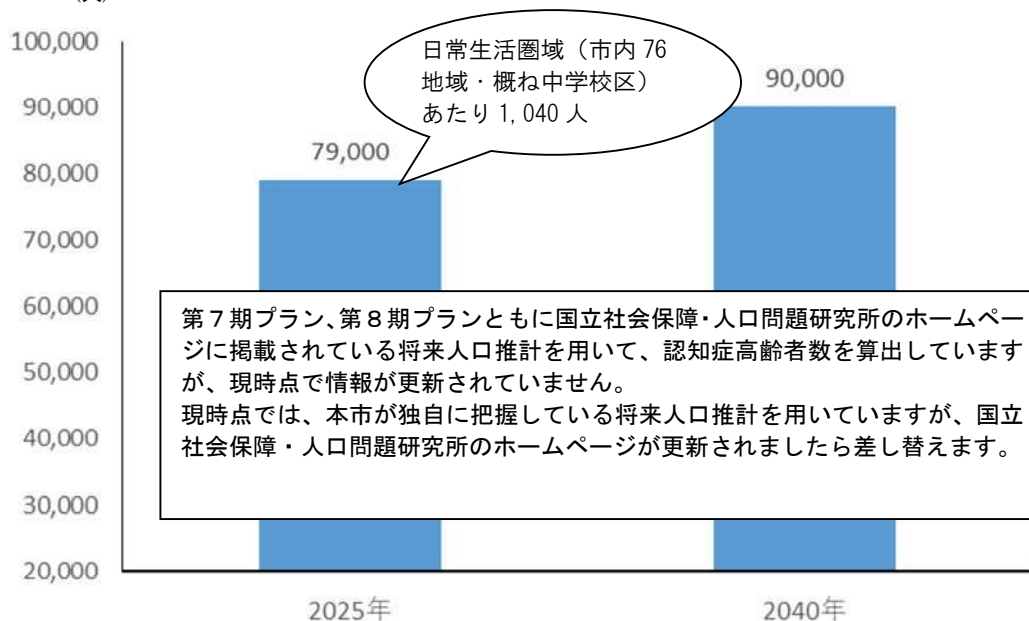
2023年6月、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。同法は、認知症の人を含めた国民ひとりひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進することを目的に掲げ、市町村は、認知症の人や家族等からの意見を聴いたうえで実情に即した認知症施策推進計画の策定に努めることとされています。

本市においては、第9期京都市民長寿すこやかプランと一体的に「京都市認知症施策推進計画」を新たに策定し、認知症施策を着実かつ総合的に推進します。

(2) 認知症高齢者の将来予測

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究（2014年度厚生労働科学特別研究事業）」による高齢者の年齢別認知症有病率（※）に基づく試算では、本市では、2025年には高齢者の5人に1人にあたる約79,000人、2040年には高齢者の4人に1人にあたる約90,000人が認知症になると見込まれており、多くの認知症の人が地域で生活している状況になります。認知症は誰にとっても身近な存在です。

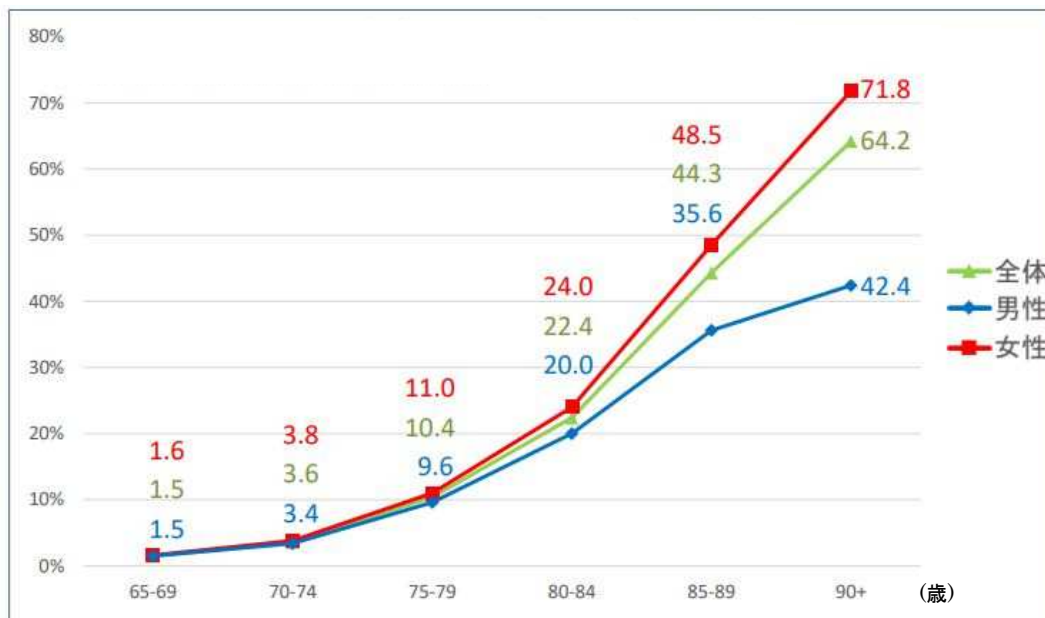
■本市における認知症高齢者数の推移
(人)



※ 認知症高齢者数の推計は、男女別に、5歳ごとの年齢階級別に推定された認知症有病率を用いています。（糖尿病等の影響により有病率が変化する推計に使用する有病率で算定しています。）

認知症の有病率は年齢とともに高くなり、80歳代の後半であれば44.3%が認知症であると推計されています。

■年齢階級別の認知症有病率（全国）



※ 2012年時点の推計は厚生労働科学研究費補助金「認知症対策総合研究事業」都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」平成24年度総合研究報告書による。2018年時点の推計は日本医療研究開発機構「認知症研究開発事業」健康長寿社会の実現を目指した大規模認知症コホート研究(研究代表者二宮教授)において開始時に悉皆調査を行った福岡県久山町、石川県中島町、愛媛県中山町のデータ解析の当初の結果である。

資料：厚生労働省

【コラム⑩】認知症の日、認知症月間の取組について

1994年9月21日、スコットランドのエジンバラで第10回国際アルツハイマー病協会国際会議が開催され、アルツハイマー病など認知症に関する認識を高め、世界の患者に援助と希望をもたらすことを目的に、会議の初日であるこの日は「世界アルツハイマーデー」と宣言されました。また、9月を「世界アルツハイマー月間」と定め、世界中で様々な取組が行われてきました。

我が国においても、9月には認知症への関心と理解を深めるためのイベントが全国各地で行われており、本市でもポスターの掲示や、図書館での本の関連図書の展示等、認知症の啓発を強化しています。

2023年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、9月21日を「認知症の日」、9月を「認知症月間」と定められました。一人でも多くの方に認知症への関心を持っていただけるよう、引き続き、認知症の啓発に取り組みます。

(3) 認知症の人・家族の思い

認知症は多くの場合、ある日突然発症するのではなく、少しずつ症状が現れはじめ、長い年月をかけ時間の経過とともに徐々に状態が変化していきます。その過程の中で、本人も家族も不安や焦り、将来への願い等様々な感情に揺れながら生活を送っています。認知症施策を進めていくためには、認知症の人・家族が生活の中で感じている願いや希望、困りごと、医療や介護等について思っていることを、まず聴くことが重要です。

本計画を策定するに当たり、認知症の人・家族の方々のミーティングの場において、様々な意見や思いを聴かせていただきました。

■ミーティングで出された主な意見（◎：本人 ○：家族）

啓発・本人 発信	◎本人の生き生きした姿や声を発信していくことが社会を変えていくと思う。 ○認知症啓発はまだまだ進んでいない。 ○認知症についての情報はたくさんあるが、何を見たらよいのか分からない。
社会参加	◎何か人のお役に立てることがしたい。それが見つかればすごく生きがいだから。 ◎若年性認知症の人は、まだまだ働ける人、意欲のある人も多い。 ○認知症の人が気軽にに行ける場所が欲しい。
早期発見 早期対応	○家族としては年相応だと思いたい気持ちが勝ってしまう。「やっぱり年相応ではないかも」と受診したときには、すでにかかなり進行してしまっていることが多い。 ○認知症になったら終わりではない。やれることはある。早くに発見できれば症状の変化に応じた備えもできる。
地域の支援 体制	◎初期や中期は介護や看護よりもサポートをして欲しい。やれることは自分でやりたい。見守ってほしい。行き詰ったり失敗したら、その時は手を貸してほしい。 ○地域の身近な医師の認知症の理解が進めばいいと思う。 ○診断後に医師だけでなく第三者として支援者が関わってほしい。
家族支援	○家族が相談する場所、話を聴いてもらえる場所がなかなかない。心理的な支援が欲しい。 ○本人や家族がSOSを出すのは難しい。支援者から近づいてきてほしい。

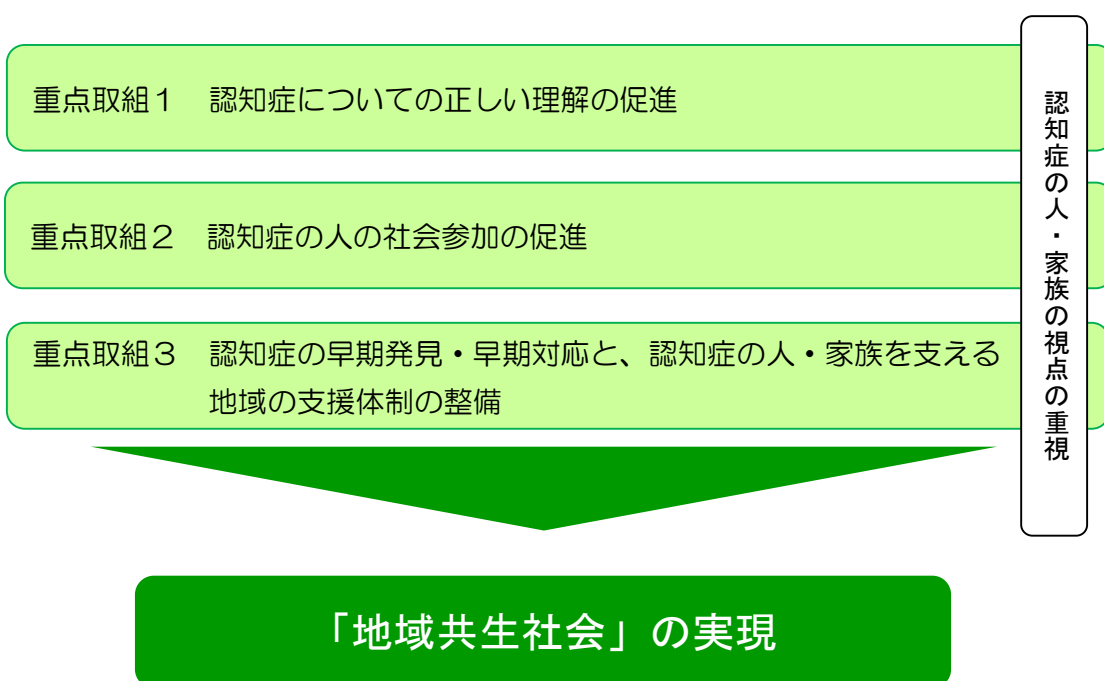
認知症の人・家族の思いから見てきたこと

- ◇認知症への理解の促進が更に必要である。【重点取組1・3へ】
- ◇認知症の人の思いを聴くことが共生社会の出発点になる。【重点取組1・2へ】
- ◇認知症の人が気軽に集える場や社会参加ができる環境を整備していくことが必要。【重点取組2・3へ】
- ◇認知症を早期に発見できる取組（仕組み）が期待されている。【重点取組3へ】
- ◇医療・介護の更なる連携と対応力向上が求められている。【重点取組3へ】
- ◇医療や介護だけではない認知症の人の生活や家族の心情に寄り添った支援が必要とされている。【重点取組3へ】

(4) 計画の体系

本市では、これまで京都市民長寿すこやかプランにおいて認知症施策を重点取組に掲げ、認知症に関する正しい理解の促進や早期発見・早期対応に向けた支援体制の充実、医療・介護・福祉の関係機関の連携強化、認知症の人の社会参加の促進等に取り組んできました。

今後も認知症の人の増加が見込まれる中、認知症になってもできることを活かし、できなくなってきたことは周囲の支えを得ながら、地域コミュニティの一員として、住み慣れた地域でできるだけ長く自分らしい暮らしを続けることができるよう、次の3つの重点取組項目に沿って、認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症についての正しい理解の促進、認知症の人の社会参加の促進、認知症の早期発見・早期対応と、地域の支援体制の強化等に取り組み、「地域共生社会」の実現を目指します。



重点取組 1 認知症についての正しい理解の促進

《取組方針》

- 認知症サポーターの養成や各種研修、京都市版認知症ケアパス等、様々な機会や媒体を通じて認知症の正しい知識と本人の声を発信し、認知症や認知症の人についての正しい理解を促進します。
- 認知症予防についての理解の促進及び認知症予防も含めた介護予防の取組を進めます。

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
501	認知症についての正しい理解を深めるための知識の普及・啓発
502	人格形成の重要な時期である子ども・学生や、認知症の人と地域に関わることが多い企業、交通機関等の従業員等を対象とした認知症サポーター養成講座の推進【充実】
503	認知症カフェ等を通じた認知症の人・家族の意見を聴く取組の推進【充実】
504	認知症関連のイベント等様々な機会を通じた本人発信の強化【充実】
505	認知症予防についての理解の促進及び認知症予防も含めた介護予防の取組の推進
506	大学等による認知症施策を推進するための調査研究への協力・連携の推進

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 502)	2023年度（見込値）	2026年度
子ども・学生の認知症サポーター養成講座受講者数	3,000人	4,500人※

※ 2023年度末の見込み値から加えて、毎年度、前年度比500名（直近5年間における前年度受講者数からの増加数の最大値と同程度）の受講者数の増加を目標とする。

【コラム⑩】認知症の予防とは・・・

現時点において認知症の発症を完全に防ぐための方法は確立されていませんが、「発症を遅らせる」または「進行を緩やかにする」方策については、様々な知見が集積されており、運動不足の改善、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等により、発症を遅らせることができる可能性が示されています。

本市においては、1日の歩数を1,000歩増やす「プラスせんぽ」をキャッチフレーズにした新たな市民ぐるみ運動や、区役所・支所での健康教室等を実施するとともに、運動や交流を目的とした自主グループ等による身近な「通いの場」の設置等認知症予防も含めた介護予防の取組を進めています。

《取組方針》

- 認知症サポーターをはじめとした地域住民や支援者と共に、認知症の人・家族のニーズや思いを踏まえた社会参加の取組を推進します。
- 認知症カフェや居場所等、認知症の人・家族が気軽に集い交流できる場や社会参加できる環境の整備を促進します。
- 認知症の人・家族が安心して外出できる環境整備の強化を図ります。
- 若年性認知症支援においては、医療や介護サービスだけでなく、就労継続や社会参加等、個々の状態に応じたきめ細やかな支援を、関係機関が連携して実施します。

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
507	認知症の人・家族の支援ニーズと認知症サポーターをはじめとした地域住民や支援者を繋ぐ仕組み「チームオレンジ」の設置促進【充実】
508	認知症カフェや居場所等の設置・運営支援【充実】
509	認知症の人・家族が安心して外出できる環境を作るための地域における見守り支援体制の推進
510	高齢者あんしんお出かけサービス事業やＩＣＴ等を活用した外出支援の取組の推進【充実】
511	認知症高齢者の行方不明対応の仕組みの運用
512	府若年性認知症支援コーディネーター等との連携による就労継続や社会参加等、若年性認知症の人の個々の状態に応じたきめ細やかな支援の実施
513	長寿すこやかセンターにおける若年性認知症本人交流会（おれんじサロンひと・まち）の開催

【コラム⑫】 チームオレンジの取組事例について

認知症サポーター活動促進コーディネーターがチームオレンジの立上げ支援等を行っています。

《取組事例①》 認知症カフェに集う本人、家族、認知症サポーター等がチームとなり、お出かけ企画や学生とのコラボによる啓発活動等、本人のやりたいことの実現に向けて企画・実施しています。

《取組事例②》 「もっと地域と繋がりたい」「地域に貢献したい」という本人の声をきっかけに、地域の認知症サポーターや専門職、ボランティア団体が繋がり、本人の自宅を地域の交流拠点として様々な活動やイベントを展開しています。

《取組方針》

- 認知症が疑われる人や家族に早期に関わり、受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援等を実施する認知症初期集中支援チーム等の活動を通じて、認知症の早期発見・早期対応に取り組みます。
- 医療や介護だけにとどまらない認知症の人の生活や家族の心情に寄り添った支援に取り組みます。
- 認知症の人・家族が状態に応じて適切な支援が受けられるよう、医療・介護・福祉の関係機関の連携強化による地域のネットワーク化の推進を図ります。
- 認知症の人の意思決定の適切な支援と権利利益の保護を図ります。

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
514	高齢サポート（地域包括支援センター）や長寿すこやかセンターをはじめとした地域の支援機関による認知症の人・家族に寄り添った相談支援
515	認知症初期集中支援チーム等による認知症の初期段階での対応
516	かかりつけ医への助言等の支援や、専門医療機関や高齢サポート等との連携の推進役等となる認知症サポート医の養成及びフォローアップ研修の実施
517	かかりつけ医及び病院勤務医療従事者認知症対応力向上研修の実施
518	認知症疾患医療センターによる専門医療相談や鑑別診断の実施、認知症初期集中支援チームへの後方支援等の実施
519	認知症初期集中支援チーム及び認知症疾患医療センターをはじめとする医療・介護・福祉の関係機関の連携強化による地域のネットワーク化の推進
508	認知症カフェや居場所等の設置・運営支援【充実】＜再掲＞
520	認知症の人の意思決定支援及び権利擁護の取組の推進【充実】 （「成年後見制度利用促進計画」P 53～参照）

【数値目標】

目標指標 （関連施策・事業 515）	2022年度（3月末）	2026年度
認知症初期集中支援チームによる医療・介護への引継割合※	100%	同水準を維持

※ 介入時に医療または介護サービスにつながっていなかった対象者のうち、支援終了時に医療または介護サービスにつながった対象者の割合

【コラム⑬】 認知症は早期発見・早期対応が重要！

認知症を引き起こす病気の多くは進行性です。早期発見・早期対応により、認知症の進行を遅らせることができます。本人や周囲が「何かおかしい」と感じたら、早めの相談・受診が大切です。できるだけ早く変化に気づき、早期に支えを手にする事で、これからの人生に備えることができ、不安を抱える時間を短くすることができます。

《認知症の早期発見と早期対応を目指して活動する専門チーム》

本市では、「認知症初期集中支援チーム」を市内8か所に設置しています。チームは、認知症の人、またはその疑いのある方やご家族から相談を受けると、そのお宅を訪問し、認知症についての心配ごとや困りごとをお聞きします。そして、適切な医療や介護等のサービスに繋がって、在宅生活が続けられる目処が立つように、概ね6か月を目安に支援を行います。

●認知症初期集中支援チームの活動の流れ



【コラム⑭】 若年性認知症とは

65歳未満で発症する認知症のことを「若年性認知症」といいます。若くして発症するため、家庭や社会の中で中心的な役割を担っていることが少なくありません。

京都市内には約400名を超える若年性認知症の人がいると推計されますが、気になる症状があっても、認知症とは気づきにくく、支援に繋がっていない場合もあります。

医療や介護サービスの利用だけでなく、就労や経済面での支援、家族への支援等、多岐にわたる生活課題について、府若年性認知症コーディネーターをはじめ多くの支援機関が連携して支援することが重要です。

2 成年後見制度利用促進計画

(1) 計画策定にあたって

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（２０１６年５月１３日施行）では、市町村は、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めることとされており、国においても「第１期成年後見制度利用促進基本計画」（２０１７年度～２０２１年度）が策定されました。

本市では、これまで、国の第１期計画を踏まえた、第１期成年後見制度利用促進計画（第１期計画 計画期間：２０１９年度～２０２３年度）を、本市の地域福祉計画である「京・地域福祉推進指針」と一体的に策定しました。

その後、国においては、２０２２年３月に、「第２期成年後見制度利用促進基本計画」（計画期間：２０２２年度～２０２６年度）が閣議決定され、新たな基本計画に基づく取組が始まるとともに、今後の民法改正も視野に入れて、成年後見制度のあり方の検討が行われています。

本市の第２期成年後見制度利用促進計画については、計画の見直しサイクルが３年で、今後の国の動向に合わせた見直しを進めやすく、かつ認知症施策や地域包括ケアの取組とも連携しやすいことから、「第９期京都市民長寿すこやかプラン」と一体的に策定し、引き続き関係機関との連携の下、成年後見制度の更なる利用の促進に取り組んでいきます。

※ 障害福祉分野における計画、「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」にも同じ利用促進に向けた取組を記載しています。

(2) 第１期計画の取組状況

第１期計画に掲げる五つの取組に関する取組状況は、次のとおりです。

1 「チーム」への支援

- ・ ２０１９年度から、認知症高齢者等を日常的に支える支援者や専門職等で構成される「チーム」に対し、成年後見制度に係る専門的な助言が受けられる仕組みを構築しています。

2 「協議会」の設置

- ・ ２０１９年度から、行政や専門職団体に加え、京都府医師会や京都市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会等を構成員とした「京都市成年後見制度利用促進協議会」を設置しています。
- ・ ２０２３年度から、「協議会」での議論を経て、成年後見制度利用促進計画の下での、年度ごとの取組方針を定め、関係団体等で連携して取り組んでいます。

3 「中核機関」の設置

- ・ ２０１２年度に「京都市成年後見支援センター」を設立し、成年後見制度に係る相談対応から制度利用に至るまでの一貫した支援や、制度利用者にとって身近な立場で支援を行う市民後見人の養成を行ってきました。
- ・ ２０１９年度には、同センターを中核機関として位置付け、機能充実を図っています。

○ 親族後見人への支援

- ・ 親族が後見人等を務めているケースについて、同センターが実施する相談事業において、制度説明や概括的な助言等を行っています。

○ 市長申立ての窓口一本化

- ・ 2019年度から、成年後見に関する相談等に適切に対応できる社会福祉士の資格を持つ専門職員2名を増員しています。
- ・ 併せて、事務の効率化及びノウハウの蓄積を図るため、市長申立てに係る書類作成事務を同センターに一元化しています。
- ・ 2023年度には、同センターに更に専門職員を2名増員し、機能充実を図っています。

4 日常生活自立支援事業からの円滑な移行

- ・ 契約書の作成・サービスの利用手続の援助を行う専門員（利用者35人につき1人）について、契約締結件数の増加に対応できるよう、2020年度に31名から1名増員し、32名体制にしています。

5 入院等の際の身元保証の取扱い

- ・ 2019年6月、厚生労働省から「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」が発出されたことを受け、「身元保証人・身元引受人」を立てられない方が安心して必要な医療を受けられるように、また、医療関係者の皆様が必要な医療を提供できるようにするため、医療機関向けのリーフレットを作成・配布しています。

（3）成年後見制度の利用促進に向けた今後の取組

認知症高齢者等が増加していく中、認知症高齢者等の意思決定支援の重要性は更に高まっています。判断能力が不十分であっても、人としての尊厳が損なわれることなく、その人らしく暮らし続けていくことを支援する成年後見制度の更なる利用促進に向けて、次のとおり取り組み、引き続き、更なる高齢化の進展への対応や、「地域共生社会」の実現を目指していきます。

「《取組方針》」

- 成年後見制度（認知機能が低下している状況で利用する「法定後見制度」、将来の認知機能の低下に備える「任意後見制度」）の更なる市民周知や、支援機関等の職員の理解促進に取り組みます。
- 日常生活自立支援事業（判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用援助等を行う、社会福祉協議会の事業）の利用者で、状態の変化により、成年後見制度の利用が望ましい方について、成年後見制度への円滑な移行促進に取り組みます。
- 本人や親族が申立てできず、京都市長が申立てを行う場合に、支援チームの意見を踏まえた適切な専門職後見人等が選任されるよう、専門職団体や家庭裁判所とともに、専門職後見人等の候補者推薦の仕組みを検討します。
- 引き続き市民後見人の育成に取り組むとともに、専門職団体や家庭裁判所と共に、専門職後見人から市民後見人へ交代するリレー方式等、市民後見人の活躍促進の仕組みを検討します。
- 円滑な権利擁護支援に向けて、地域ケア会議等の既存の会議を活用し、成年後見制度の周知・啓発や、相互連携の促進、事例の共有等、地域連携ネットワークづくりに取り組みます。
- 自らの意思が反映された社会生活が送れるように、専門職団体等と共に、身寄りがない方の円滑な入院・施設入所等を含め、国の動向も踏まえつつ、引き続き意思決定支援の取組を検討していきます。

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
601	具体的な利用の手続、相談窓口等を示したリーフレットの活用等による成年後見制度の更なる市民周知や、支援機関等職員の理解促進
602	日常生活自立支援事業の利用者で、成年後見制度の利用が望ましい方への円滑な移行促進【充実】
603	市長申立時における、支援チームの意見を踏まえた、適切な専門職後見人等の候補者推薦の仕組みの検討【充実】
604	市民後見人の育成や、専門職後見人から市民後見人へ交代するリレー方式等、市民後見人の活躍促進の仕組みの検討【充実】
605	地域ケア会議等の既存の会議を活用した、円滑な権利擁護支援に向けた地域連携ネットワークづくり
606	身寄りがない方の円滑な入院・施設入所等を含め、国の動向も踏まえた、意思決定支援の取組の検討

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 601)	2023年度（見込）	2026年度
成年後見支援センターへの 相談件数（累計）	13,363件	18,463件※

※ 2012年度からの累計値。2023年度末の見込値から加えて、単年度件数の毎年度1,700件の相談対応を目標とする。

【コラム⑮】 将来に備える成年後見制度（任意後見制度）について

＜制度の利用状況＞（2022年1月～12月の全国の申立件数）

種別	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見監督人選任
申立件数	27,988	8,200	2,652	879

自分で決める力があるうちに、補助人、保佐人による支援を受ける際には、自分の同意のもとで対応して欲しいこと（同意権の付与）、自分の同意なく代わりに対応して欲しいこと（代理権の付与）について意思表示することも可能です。

＜将来に備えることもできる＞

成年後見制度には、将来に備える任意後見制度があります。

判断能力があるうちに、将来に支援して欲しい内容を、任意後見人候補者との間で公正証書にて契約し、自身の認知機能が低下した際には、任意後見監督人の選任申立てをすることで、実際に支援を受けることができます。

（参考）判断能力が低下するまでの見守りの方法



京都市成年後見支援センターでは、お年寄りの方や障がいのある方が、住み慣れたまちで自分らしく安心して暮らしていくため、成年後見制度の利用のお手伝いをしています。お気軽に御相談ください。

京都市成年後見支援センター

☎ 075-354-8815



休所日を除く

毎日 午前9時～午後5時

【休所日】毎月第3火曜日（祝日の場合は翌日）及び年末年始



FAX 075-354-8742

メール sukoyaka.info@hitomachi-kyoto.jp

京都市成年後見支援センター

検索